

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正	予算経理室	1 頁
正 誤 ○ 平成17年5月17日付け三重県教育公報第1512号	教育改革室	2 頁

お 知 ら せ

平成17年6月7日付け三重県公報第1682号により、教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正について、次のように告示されました。

三重県告示第503号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年6月7日

三重県知事 野 呂 昭 彦

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱(昭和52年三重県告示第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の項の欄を次のように改める。

生産クラブ活動等全国大会
出場者支援事業補助金

別表第3号の項の欄中

「 全国高等学校体育連盟研究大会
実行委員会
東海地区体育施設連絡協議会 」

を

「 東海地区体育施設連絡協議会 」

に改め、

同表中第8号の項を削り、第9号の項を第8号の項とし、第10号の項から第14号の項までを1項ずつ繰り上げ、第15号の項を削り、第16号の項を第14号の項とし、第17号の項から第19号の項までの2項ずつ繰り上げ、第20号の項及び第21号の項を削り、第22号の項の欄を次のように改める。

三重県人権・同和教育研究大会補助金

別表第22号の項の欄及びの欄中「三重県人権・同和研究大会」を「三重県人権・同和教育研究大会」に改め、同項の欄を次のように改め、同項を同表第18号の項とする。

三重県人権教育研究協議会

別表中第23号の項を削り、第24号の項を第19号の項とし、同表第25号の項の欄中「及び研修」を削り、同項を同表第20号の項とし、同表中第26号の項を削り、第27号の項の欄を次のように改め、同項を第21号の項とする。

学力フォロー
アップ推進事
業補助金

別表中第28号の項を第22号の項とし、同表第29号の項の欄中「中学生」を「小中学生」に改め、同項を同表第23号の項とし、同表中第30号の項を第24号の項とし、第31号の項を第25号の項とし、第32号の項を第26号の項とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成17年度分の補助金等から適用する。

正 誤

平成17年5月17日付け三重県教育公報第1512号に掲載しました三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
1	4	川圖縣終証教職員監監課 叩	川圖縣終証教職員監監課 十叩

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
森田印刷株式会社